

京都市告示第 17 号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成25年4月1日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
上田 陽彦	(医)明生会 賀茂病院	泌尿器科, 内科	腎臓, ぼ・直	肢体
福谷 明直	(財)真和会 京都大橋総合病院	外科	肢体, 腎臓, 呼吸器, ぼ・直, 小腸	心臓, 肝臓

(身体障害者リハビリテーションセンター)